

第19日目（9月16日）

○議 長（塩谷寿雄君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第10号）のとおりといたします。

○議 長 日程第1、陳情第7号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。総務文教委員長・寺口友彦君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会に付託された案件についての審査報告を申し上げます。

審査の状況でございますが、期日は令和4年9月2日、金曜日であります。委員の出席は1名欠席、出席6名でありました。議長は欠席でありました。

陳情第7号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情であります。

意見が2つありました。1つ目は、全日制だけではなく定時制とかほかの種類の種類も含めてということなのかをはっきりと明記していただきたいという意見がありました。もう一つは、長年これに対する陳情を採択しているわけでありましてけれども、国でこれに対する対応、進捗状況はどうかという資料もつけていただきたいという、そういう意見が2つ出ました。

その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。起立による採決に移り、出席委員6名全員の賛成で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第7号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私

学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

○議長 日程第2、第63号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、及び日程第3、第65号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。ご報告の前に、このたびの委員会には委員長の私をはじめ2名、コロナ感染により欠席となりました。関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしまして深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。それに対してご理解賜り、深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、産業建設委員会に付託された事件の審査結果について報告させていただきます。審査日は、令和4年9月1日であります。出席委員は5名であります。委員長が欠席のため副委員長が進行しました。また、議長も欠席でありました。傍聴者は議員2名、新潟日报社1名のほか、市民の方が1名でした。

付託された事件は、企業会計決算認定の2件です。まず最初に日程第1、第63号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についての審査概要を報告させていただきます。執行部からは上下水道部長、水道課長から出席をいただき、説明を受けました。

まず、上下水道部長から、令和3年度決算に係る主な事業として、①地域別水源方式に向けた取組の進捗について、②畔地浄水場の2系列運転から1系列運転への縮小について、③口径別の料金体系の進捗状況について、④給水原価と供給単価の逆ざやについての、4点について説明がありました。

①地域別水源方式については、塩沢地域の非常用水源井戸の削井工事は全て終了し、旧舞子の下水処理場で削井した井戸については、水量調査の結果、非常に良好な水源であることが確認され、塩沢地域の核として運用していきたいとの説明がありました。

②畔地浄水場の2系列運転から1系列運転の縮小については、順調な運用ができており、電力使用料も減となるなど、効果も表れてきているとの説明がありました。

③口径別の料金体系の進捗状況については、現在審議委員会での審査を行っているところであるとの説明がありました。

④給水原価と供給単価の逆ざやについては、令和3年度はこの差がこれまでで一番縮まり、マイナス6円となっている。中長期の見通しについては内部留保資金と企業債償還金の関係、あるいは減価償却費や起債償還額の残高、企業債償還金等について長期計画で40年の投資計画と財政計画を策定しており、この計画をさらに20年、10年と中身の精度を上げながら、経営戦略をもとに運用している状況にあるとの説明がありました。

また、新型コロナウイルス関係の影響はあったが、事業の最終損益については、4,160万円の純利益を確保したとの報告がありました。その後、水道課長より決算書の収支明細書に基づき、各款、項目等の決算数値に基づく詳細な説明がありました。

これらの説明を受けた後、各委員から質問がありました。主な内容を報告いたします。口径別料金体系への進み具合については、8月23日まで計4回、水道料金改定の審議を審議委員会で実施している。あと2回ほど審議委員会を予定しているが、その中で料金改定についての意見を取りまとめいただき、令和4年10月には答申いただく予定であるとの説明がありました。

次に、地域別水源方式に切り替えても、料金を下げるには一般会計からの繰入れが必要と思うが、どう考えているかとの質問には、水道事業は企業会計であり、使用者からの料金での運営が基本と思っている。繰入金に頼ることは今のところ考えていないが、料金改定に関わる激変緩和としての繰入金等については、協議していきたいとの説明がありました。

その後、質疑を終了し討論に入りました。討論については反対討論が2名、賛成討論が2名から行われ、その後、採決に入りました。採決では賛成者2名、反対者2名の同数となったため、南魚沼市議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長裁決となり、委員長の可決及び認定すべきものとの裁決により、第63号議案については認定されました。

次に、日程第2、第65号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての審査概要について、報告させていただきます。

執行部からは、上下水道部長、下水道課長から出席いただき説明を受けました。まず経営面については、事業の最終損益は1億8,580万円の黒字を確保し、下水道事業の大きな特徴ともいえる多額の企業債残高については、254億円まで減少しているとの報告がありました。

投資面については、下水道事業の広域化を進める中、農業集落排水の流域下水道への統合については、令和3年度に中之島地区が完了し、令和4年度に統合予定の城内地区で統合が全て完了する予定との説明がありました。

また、大和クリーンセンターの流域下水道の接続についても事業計画について県との協議を進めているが、最短でも令和12年度となる見込みであり、大きな事業費もかかるため、県と十分な協議を行いながら進めたいとの説明がありました。

また、決算については廃止した農業集落排水設備の資産減耗費を計上したため、今年度は大きな費用が発生したが、次年度以降、減価償却費が削減するため、維持管理費は減少していくとの説明がありました。さらに本決算を受けて広域化を着々と進めながら、不明水対策としてマンホール蓋の更新だけでなく、ほかの方策についても十分に検討していきたいとの説明がありました。

その後、下水道課長より決算書の収支明細書に基づき、各款、項目ごとの決算数値に基づく詳細な説明がありました。これらの説明を受けた後、各委員から質問がありましたが、主な内容を報告いたします。

1、流域下水道への統合による経費削減では、料金の引下げまでにはつながらないのでは

ないかと思うが、将来的な見通しはどの質問には、料金への反映については現在検証しているところである。下水道事業では雨水改良費は一般会計が負担すべきものとされており、分流式下水道は費用が別にかかるため、これを一般会計が負担するというルールがある。このルールをしっかりと整理しないと使用料の水準も決まってしまうため、もう少し時間をかけしっかりと区分していきたいとの説明がありました。

2、不明水対策であるが、マンホール蓋の改修はどのくらい先を見込んでいるのかとの質問には、市内には穴の空いている古いマンホールが2,000基あったが、5年で1,000基交換した。今後も年間200基前後交換すれば、5年で解消できるとの説明がありました。

その後、質疑を終了し討論に入りました。討論については、反対討論が2名、賛成討論が1名から行われ、その後採決に入りました。採決では、賛成者2名、反対者2名の同数となったため、南魚沼市議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長裁決となり、委員長の可決及び認定すべきものとの裁決により、第65号議案については認定されました。

以上で、産業建設委員会に付託された事件の審査結果についての報告を終わります。

○議長 長 2件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 委員長が出席していない中で質問するというのは、大変恐縮ですけれども、聞いている範囲で結構でございます。委員会始まって以来の同数で採決されて、そして委員長裁決ということでお聞きしましたけれども、説明等は本当に丁寧にいただきました。反対討論、賛成討論が各あったということですが、特に私としては反対討論、どんなことで反対しているのか。もしで結構でございますので、ご報告いただけるならばありがたいと思っています。

すみません。時間の関係で最初の上水道だけで結構でございます。

○議長 長 産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 ちょっとお待ちください……（何事か叫ぶ者あり）2名反対討論があったのですが、やはり県下一高い水道料金が値上げされた。3年目に入った新型コロナウイルスの感染拡大の収束のめどが立っていない。そういったこととか、市民の切実な願いだ、今回の決算では純利益が4,160万円で実質的には一般会計の繰入れがない中、黒字を確保している点、経営努力はするが改善がされていないというような内容が、主なものでございます。

あと、もう一点付け加えますと、3割を超える世帯が毎月の使用料が10立方メートル以下だと。こうした使用料の少ない利用者は社会的に弱い立場だということで、早急にそういうことに対して改善を実現するように求めて反対するという内容でございました。以上でよろしいでしょうか。

○議長 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 63 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定
についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対
の立場で討論に参加させていただきます。

まず、大前提として総合計画で書かれている公正な行政サービス、SDGs をもとにした
行政サービスという意味で、我が市内の水道料金というのは公正とは程遠いシステムになっ
ていること自体がまず、成果としてどうなのかなという部分がございませぬ。

大前提としてそれがあつた中で、令和 3 年度は私にとっては物すごい希望の年だつたにもか
かわらず、それが最大限に生かされなかつたという思いがございませぬ。

公正な水道料金体系を目指して令和 3 年度、上下水道審議委員会が料金改定の審議を始め
ました。市民目線でやるために、行政だけではなくて市民目線でやる。市民目線の料金体系
を目指すという——水道というのは誰もが使うものなので、市民一人一人が主体となつてと
いう総合計画の基本理念を実現するには物すごい一番——一番とは言いませんけれども、有
効な手段の一つだと思つたので。

学校教育だつたら学校に通つていない子がいる、通つていない世帯もあつたりとか、スポ
ーツをしない人もいたりとか、病院にあまり行かない人もいたりするかもしれないけれども、
水とかごみとかというのは絶対にみんな使うものですから、本当に令和 3 年度というのは、
行政と市民が一番近づけるチャンスの年だつたのではないかと思つたので。

この上下水道審議委員会の開かれた方法とか、そういったものに関して、果たしてそれが
総合計画に書かれた市政に関する徹底した情報公開とか、市民が主体となつてやるまちを目
指すというものと連動していかどうかというのは、甚だ疑問でございませぬ。

まず上下水道審議委員会、傍聴が不可能でございませぬ。審議委員会のメンバーに自由に
議論してもらいたいという理由で傍聴ができませんでした。徹底した情報公開ということ
ですけれども、なぜ傍聴が許されなかつたのかが、まず疑問でございませぬ。

次に、審議委員会の委員の選定でございませぬ。料金体系——温泉旅館に特別な料金設定が
されている、南魚沼市特有の料金体系を議論するのに会長が元観光協会の方が務められてお
ります。上下水道審議委員会の会長ですね。観光協会と温泉旅館というのは、それなりの密
接な関係があるのではないかと思つたので、料金改定の審議をするというのに、この方が会長
を務められるのが果たして適切な人事だつたのか。それについて委員会でも尋ねたのです
けれども、説得力のある理由が、私にはなかつたので。

審議委員会のメンバーですけれども、水道に知見のある方が 4 名、観光協会の方と市の元
幹部と元市議会議員で 4 人。一般の方たちがいるのですけれども、JA、商工会、消費者協

会で、市と密接な関係のある方たちが多いです。一般推薦の方が2人いるのです。

不公平な料金を変えていこうという、10立方メートル以内を使う一般の市民の人たちの負担を軽減する、市民の目線でやっていこうというものなのに、一般推薦は2人だけでやっていこうというのが、もうちょっと違うメンバーでできなかったのかという思いがあります。

自由に市民目線でやってもらうという議論だったのに、市長が出席されているというのもちょっと疑問がありまして、市長がいる場で果たして一般の市民が自由に議論ができるのかなというのもちょっと思っていました……（「全然事実と全然違うよ。全然違う」と叫ぶ者あり）上下水道の……（何事か叫ぶ者あり）（「ここでやらない」と叫ぶ者あり）

それで、情報公開の面でも、市のホームページを見ても上下水道審議委員会の会長が誰かとかも公表されていないのです。私が電話で聞くしかない。この人たちが何で有識者なのかも分からないという状況でした。結果、10人いる審議委員会の委員ですけれども、一般推薦の方はお二人いらっしゃいますけれども、そのお二人の出席率ですが、5回開催されまして一人の方は4回欠席です。もう一人の方は2回欠席です。

なので、果たして本当に市民目線で水道審議委員会が行われたのかというのが、ちょっと疑問でして、今も10月に料金改定の答申がされますけれども、今のところ温泉旅館特別割引は基本、継続方針が今示されておりまして、一方で、独り暮らしの高齢者世帯を救ってきた福祉減免制度は廃止の方向に今向かっているという結果でございます。もう少し上下水道審議委員会、違う形でできたほうが市民目線、市民に寄り添った水道料金、そして水道事業、市民一人一人が主役となってやるという基本理念に近づけたのではないかと思います。

さらに落札率です。上水道のほうは工事が多いのです。平均落札率が95%ということで、だから何だということでもあるのですけれども。物すごい高い水道料金を課しているわけですから、もう少し情報公開でこういった落札率で、こういうふうな形で経費削減に努めてきたという情報があってもよかったのではないかなという思いがございます。

そういう意味で、令和3年度は水道行政にとって特別な年だったにもかかわらず、もう少し市民目線で、市民に寄り添う形で誰もが使う水道、その料金改定をオープンな形でできたら……（「あなたも一緒……」と叫ぶ者あり）水道事業……

○議 長 市長、ちょっと言葉を……（「本当に言わせてくれよ……」と叫ぶ者あり）（何事か叫ぶ者あり）続けてください。

○黒岩揺光君 令和3年度の水道の事業ですね。もっと最大限に効果があったのではないかと思います、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第63号議案 令和3年度南魚沼市水道事業決算に対しまして、南魚みらいクラブを代表しまして、賛成の立場で討論をいたします。

南魚沼市の水道事業は、今日ではその普及率が98.1%と、市民生活に必要な不可欠なライフラインとして、地域住民の生命と暮らしを守るという極めて重要な役割を担っております。

当年度の事業運営については、給水収益は前年度比 10.2%の増、1億 3,323 万円と増収し、純利益は前年度比 3,780 万円増の 4,160 万円と上昇いたしました。

経営の健全性を示す経常収支比率は 102.42%と、前年度比 2.2 ポイント増。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率も 97.52%と、前年度比 10.23%の増と大きな改善をされ、事業に必要な費用を給水収益等でほぼ賄っている状況でもあります。

また、販売単価と製造単価の差は、前年と比べ 26 円 61 銭減少し、本年度は 5 円 51 銭と過去最小値となり、逆ぎやも大きく改善が図られております。これは新型コロナウイルス感染症による利用料軽減施策が終了したこともありますが、漏水対策の取組により大規模な漏水事故が起きなかったことにより、有収率が前年度比 1.8 ポイント増の 80%に、また、年間有収水量も前年度比 6 万 2,274 立方メートル増加したことが挙げられます。

加えて、今年度より畔地浄水場の浄水処理を 2 系列から 1 系列運転に切り替えて、経費の節減に努めたことも挙げられます。資産の老朽度を示す有形固定資産減価償却率は 58%と、類似団体の平均 49%を上回っており、加えて経営の安定度を示す自己資本構成比率も 71%と、全国平均 63.5%を上回っている状況であります。

キャッシュ・フローについても、業務、投資、財務のキャッシュ・フローの合計で当年度マイナス 4,000 万円となりましたが、前年度のマイナス 3 億 9,000 万円、前々年度のマイナス 4 億 7,000 万円と 2 年続いた大きなキャッシュ減少の改善も図られました。

中長期の見通しは、内部留保資金は令和 5 年度をピークに 15 億円に落ち込むとの推計だが、その後は企業債償還金が減少するという一方で、回復傾向と見込まれております。なお、企業債償還金は順調に減少し、令和 10 年度にはおよそ半減すると推計されております。

現在、地域別水源に向けた非常用水源の常用化と水道事業の健全な経営を持続するために必要な水道料金体系の見直しと料金の改定に向けて努めております。

反対者は、水道料金の引下げや水道料金体系の見直し等、その他様々な真実と異なる反対意見、また、決算審査には外れた意見を申し上げておりましたが、まずは水道事業の健全な経営を持続することが必要ではないでしょうか。また、他の市町村と比較することは必要と思いますが、当市の実態を把握し、当市に即した対策を進めていくことが何より大切なことではないでしょうか。

今日の水道事業は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス事業の減少や、施設の老朽化に伴う更新事業の増大など、取り巻く経営環境は厳しさを増す中であって、市民の生命と暮らしを守るために良質な水を、安定的に将来にわたり継続的に提供することが何より最優先すべきことではないかと考えます。

令和 3 年度の水道事業会計は互いに向き合い、精いっぱい改善努力をし、事業運営に取り組み、業績も改善され、将来への見通しも示し、併せて議会で承認された予算に対し適正に執行された決算であると評価し、引き続きより一層の健全経営のための努力を期待し、本決算に賛成するものでございます。市民の生命と暮らしを守るためには、どうか多くの皆さんからご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第63号議案 令和3年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2019年の消費税10%への増税に合わせて料金改定が行われ、県下一高い水道料金がさらに値上げされました。一方、3年目に入った新型コロナウイルス感染拡大は収束のめどが立たないどころか、さらに感染が広がり、経済的にも深刻な事態が広がっています。こうしたもとの、県下一高い水道料金の引下げは多くの市民の切実な願いです。

今回の決算では、純利益が4,160万円と実質的には一般会計からの繰入れがない中、黒字を確保している点では経営努力を評価します。しかし、水道料金引下げの方向は全くありません。この高料金の根本原因が畔地浄水場を中心とする過大な投資にあったことは明らかです。今後の方向性として地域別水源方式に向けた準備が進んでいますが、これが市内全域に広がってもその後の料金引下げは盛り込まれていません。一般会計からの繰入れを増やして、料金引下げに向けた明確な方向性を示していくべきだと考えます。

また、いつも指摘していることですが、料金体系も問題です。今年度中に口径別料金体系への具体的な結論を得るとしてはいますが、いまだに確定していません。3割を超える世帯が毎月の使用料が10立方メートル以下です。こうした使用料の少ない、どちらかといえば社会的に弱い立場の皆さんだと思いますので、早急に実現するよう求めます。

以上の点から、令和3年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対をいたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表して、令和3年度水道事業会計決算に、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染を懸念して市民の活動が大きく減少しており、飲食店や宿泊施設での上水道利用が減少しているため、水道事業の経営の状況も良好ではありませんでした。令和3年度は、徐々に市民の市内経済活動も戻りつつある中で、公衆衛生の向上という水道事業の役割をしっかりと果たし、清潔な水を安定して供給してきた点は正しい評価ができます。

そして、一般会計からの繰入れが減少している中で黒字経営ができていることに関しては、強い経営努力の意思を見ることができます。このように水道事業を運営している点は高く評価できます。

一方で、南魚沼市の水道料金は他の自治体に比べて高額であることは事実であり、この点は今後大きく改善しなければならない課題です。その水も将来的な地域別水源方式への転換を目指して、市内全体での水源井戸の開発を行い、災害時にも強い環境を手に入れようとす

る姿勢は評価に値します。また、水質の向上を見込めることなどを含め、地域別水源方式の開発に期待をいたします。

南魚沼市の水道事業は、三国川ダムを利用した水道水の配水に頼っていることも事実であるため、畔地浄水場の価値はいまだにあり、今後 10 年の延命化をする必要があります、その対応を老朽化した機器類の更新をしたことで、安心した生活の確保に励んでいる点も評価できます。浄水場の運転方式も変更したことにより、維持管理経費の削減に励んでいることも今後継続してもらい、さらなる経費削減に期待ができます。

各施設などのアセットマネジメントや水道料金をいかにして値下げしていくかという議論を活発に行い、市長公約の水道料金の値下げを、今後も市民が生活面で感じる金額まで進めてもらうことを期待しています。

市民の生活を、安心安全を最優先して考えている姿勢であることは強く感じております。また、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうというビジョンも、前向きに経営努力をしているという姿勢がよい効果を生み出していることが表れております。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指して新設改良するという計画が求められます。また、令和 3 年の現有資産を総点検し、結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、漏水による無駄な支出も抑えるために調査、修繕を行うことも求められます。

これらを複合的に考えるならば、令和 3 年の水道事業会計決算は評価し、今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く願って、賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 63 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して、賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほどの反対討論を聞いておりましたけれども、総合計画から程遠い料金システムであると。まあ、そのとおりでありましょう。しかしながら、当初予算で仕組まれた料金体系で予算を粛々と執行し、その結果の決算であります。そういうことをお考えいただきたい。補正予算でも、料金体系見直しでこうなりますということは提案されてもいない。これは決算認定でありますから、予算に上程された、その予算が粛々と執行されたかどうか。そのことを判断すべきであります。

水道審議委員会のやり方等々についてもご意見ありましたけれども、これは水道事業会計決算と別の次元で、別の場で話をするべきものだと考えております。

工事の落札率が高いという話も出ましたけれども、予算の範囲を超えて落札が行われたのか。そういう事例はないと考えております。一般会計を見ましても、全ての入札のやり方を

どうするのかという問題であるならば、これはまた別のときに話をするものであろうと思っております。

そして、純利益が出ているのに料金引下げの明確な方向性が出ないということでもありますけれども、料金体系の見直しということは、水道審議委員会で回数を重ねてもんでいる問題でありますから、なかなか大変な改正をやろうとしているわけですから、時間がかかるということは致し方ないところであろうと思っております。

そして、今年度の決算を見れば、給水人口 5 万 3,304 人でありました。有収水量は 594 万 1,759 立方メートル、有収率は 80%であったと。1 立方メートル当たりの製造原価と供給単価の差損は 5.51 円と、かつてないほど縮まってきたというわけでありますけれども、水道料収入 14 億 6,735 万円では、営業費用 16 億 1,271 万円が賄えなかった決算でもありました。

経常収支比率は 102.42%と悪化をいたしました。しかし、料金回収率は 97.52%と改善をしたわけであります。

令和 3 年度に行われました改良工事を見ても、畔地浄水場、上田の配水池関連、予算どおり事業を執行しております。また、管路工事では、老朽管更新事業も計画どおり実行しております。ただ、名木沢地区で発生した大規模な漏水、大変なことがありました。しかし、これに対しても関係部署が速やかに対応したと、市民クラブは評価しております。老朽管更新については、配水管工事 1,282 メートルも計画のとおり実施しているものだと承知しております。

山紫水明の南魚沼市において、安心安全な飲み水の供給に、担当部署が総力を挙げて取り組んだと評価しております。ただ、申し上げたいのは、畔地浄水場を開設したときの当初の建設費、膨大な数字だった。この返済がまだ残っている中で地域別水源方式を始めている。二重投資とにならないように、本当によく考えてやってもらわなければならない。人口減少の中で水道料金というのはどういうものか。このことも水道審議委員会の中でしっかりと審議をしていただきたい。そういう思いで賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 63 号議案 令和 3 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 63 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 第 65 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 65 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の下水道事業が企業会計に移行して 3 年目の決算です。当市の下水道料金は県下一番ではありませんが、高いほうに属しています。水道料金と併せて市民には重い負担になっています。今年度決算では、市の一般会計からの繰入れ 16 億 1,000 万円に加えて、国や県からの補助金で 1 億 8,580 万円の利益を計上しています。繰入金の中には基準外繰入れも含まれており、厳しい決算内容と言わなければなりません。

また、農業集落排水の県流域下水道への接続が令和 4 年度内に完了する予定ですが、この施設の機械・電気設備については、資産減耗費に計上して処理をしていくとあるが、建物本体などは除却ができず今後も遊休資産として残り、この遊休資産を抱えていかなければなりません。資本金が少ない中で多くの遊休資産を抱えていくことは、今後の経営の足かせになります。改善してきているとはいえ、実質的には債務超過に近い状態に変わりないのではないのでしょうか。これは水道会計が畔地浄水場への過大な投資によって高料金から抜け出せない状況と同じではないのでしょうか。

昨年の決算からは改善しましたが、一般会計からの繰入金と国、県の補助金で黒字を確保していますが、本業の収入をはるかに超える繰入金が今後も続いていく保証があるのでしょうか。今でも高い料金がさらに上がることがないか心配になります。

以上、財務上の懸念を指摘して、下水道事業会計利益の処分及び決算認定への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 未来創政会を代表して、令和 3 年度下水道事業会計決算に、賛成の立場で討論に参加いたします。

地方公営企業法の全部適用によって、地方公営企業に移行してから 3 年目の決算です。この 3 年の企業会計への移行のメリットを生かして、事業経営の効率化を図ってきました。収入率、営業利益、共に 9 割以上と高く、適正な予算執行がされてきたと、良好な成績評価ができます。

また、一般会計からの繰入れも 1 億 2,000 万円ほど減少し、経営努力をしている点もよい傾向にあると思われれます。そのほか使用料に関しては人口が減少しているにもかかわらず、500 万円増している点も、経営に関して評価できる点です。

令和 3 年度は、前年に引き続きマンホール蓋の更新と浄化槽の整備事業が継続され、下水整備に余念がありませんでした。マンホール蓋の更新等による雨水の流入を減少できるなど

の改善が見られ、不明水対策も確実に行われてきました。その不明水の調査研究に関しては年々進んでおり、改善に向けて動いている姿勢を評価したいと思います。

一方で、事業計画においては、流動比率が約 16%と低く、内部留保資金の不足が考えられ、支出面での維持管理費と資本費の点検などが求められます。

これらを複合的に考慮し、令和 3 年度の下水道事業会計におきましては、的確に予算執行された結果の決算と評価して、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、確認したいのが、決算認定を反対したからといって、下水道がすぐ止まるとか、そういう意味は特にないので、命を守るとかということではなくて、予算が最大限の効果があつたかどうかですよね。最大限——最小の経費で最大の効果があつたかどうかを私たちは見極めて、最大の効果がなければ、どうすれば最大の効果にできるのかというのを、しっかりした方向性を私たちが行政に示していかなければならないために、この決算審議があるものだと思っております。

今回、下水道に関してはたくさん工事がある中、平均落札率が 98%ということだったので、そういう高い落札率であるならば、しっかりそういうのも決算資料に入れて、こういった理由で、こういった形で経費削減に努めていますといったものがあつたほうが、より下水道事業と市民との距離が近づき、最大の効果があつたのではないかと思います。特に下水道に関しては、結構同じような会社の名前が落札者として出てくる傾向があるので、だからと言って何を言っているわけではないですけれども……（何事か叫ぶ者あり）しっかりと経費削減に努めているという意味で、情報公開を徹底し、市民と行政が一步でも近づけるような最大限の効果があつたらよかつたなという思いで、今回、反対の立場で討論に参加させていただきました。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 静粛に、静粛に……（何事か叫ぶ者あり）静粛に。座ってください。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、第 65 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、討論に参加させていただきます。

私は賛成の立場でさせていただきますけれども、やはり下水道が整備されて何がよかつたかということ、川のきれいさです。魚野川が——私は小学校のときはすごい川に行っていました。それこそ毎日アユを突いて、夏になればやっていました。それが中学校の終わりから高校生になったときに、本当に私の住む石打地域で、川に入ると 1 メートル先が見えなくなつたのです。それはもう濁りですよ。

これは湯沢の——私が身内から聞いた話だと、湯沢のリゾートマンションの開発のせいだと聞いたのですけれども、本当に残念なことでした。川に突きに行ったり、遊び場がなくなったので、「何だこれ」なんて、「リゾートマンションよくないな」という思いがあったのですけれども、それはやはり下水道の——全てが下水道ではないのかもしれないのですけれども、私の中でやはり下水道を整備したことによって、今、川は非常にきれいになっています。

魚もちょっと水害によりいない点もありますけれども、私は子供を遊ばせられる川になっていると思います。これがやはり、一番は私は環境問題として、下水道を推進していただけてよかったなという思いがあります。

では、次に市が経費削減とかしているかということ、やはり都会に比べて整備状況というか、要は管につなぎ込む人の絶対——例えばメートル当たりの管のつなぎ込みとかの人数、世帯というのは少なくなるというのは事実であります。私はそれでもやはり整備してよかったという思いがあります。

都会や例えば県内のほかの自治体と比べてどうだこうだというのは、下水道に関しては少しちょっと違うのではないのかなという思いがあります。私は職員の皆さんに対して言いたいのは、本当に水がきれいになったことは、皆さんのおかげです。

ただ、お金がこれからもかからないようにして、維持がなるべく安くできるように、そして川を守る最大限の効果を最小の経費でやるというのを胸に、念頭に置いて、様々な事業——下水道だけではなくて、ほかのこともしていただけることをこれからも期待して、賛成討論といたします。ぜひ、大勢の皆様からの賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第65号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、賛成の立場で、市民クラブを代表して討論に参加するものであります。

先ほどの反対者のほう、料金が高いということでありましたけれども、これも水道の場合と同じでありまして、当初予算から値上げをしたというわけではないですから、当初予算どおりの粛々とした執行であったと思っております。

それから、2点目に出ました農業集落排水関係の施設、遊休資産ということでもありますけれども、これも随分前から指摘されてきた部分であります。令和3年度についても有効利用ということについて考えるということで、明確な予算づけというものがなかったわけでありまして、非常に残念な部分でもあります。おっしゃるとおりであります。

この下水道事業が始まったときに、本管を延々と引いていくという大工事でありました。旧3町で始まったわけでありまして、そのことが将来的にどういう——将来世代にお金の面で負担を残すなという議論があったかどうかということについては、私は承知しておりません。

しかしながら、水道事業以上に大きな負債を抱えているということは事実であります。これをどうやって軽減していくのかということは、議員も提案していかなければならない部分であろうと思っていますけれども、この部分については、反対者と多分、思いが同じだろうと思っています。

落札率についてでありますけれども、水道事業でも申しましたけれども、予算を超えて請けた、請けさせたという事案はありません。ただ、下水道工事については、ちょっと深く掘るといってあります、それぞれの土壌、地盤の差によって工事費に非常に大きな差があるということは、私が議員になってから初めて知りましたし、これは大きな問題だと思っています。ですので、この部分についても、予算を超えて工事費を出したということではないのだというところは、ご理解いただきたいと思っています。

そして、令和3年度の決算でありますけれども、水洗化人口が4万9,763人と、水洗化率は92.5%にまで上がってきたということでもあります。ただ、年間の処理水量のうち、不明水が69万8,000立米もあると。有収率88.9%でありました。結果的に1立方メートル当たりの処理単価と使用料の差が25.71円と、非常に大きな差が出てきたわけでもあります。使用料収入10億1,348万円に対して、企業債元金の償還分でさえも21億8,417万円と、利息3億1,918万円もあったという決算でありました。大変な決算であろうと思っています。

令和3年度の工事を見てもみれば、農業集落排水については、城内地区で施工が始まりました。中之島地区では完了いたしました。そして、先ほどの有収率に係る浸水対策として寺裏雨水幹線の管渠布設工事、進みがちょっと遅いですがけれども、予定どおり進めております。

そして、不明水対策で一番と言われていたマンホール蓋の交換は、市内で158か所実施したということでもあります。そして、五日町地内のマンホールポンプ設置工事については、いろいろな工事との調整もあって、令和3年度に完了できずに先送りしたという事例が出ましたので、このことについては、しっかりと議会としても監視していかなければならないと思っています。

下水道会計自体が企業会計となったということでもありますけれども、やはりこの工事が旧3町で始まったときの初期投資の大きさ、これを引きずりながら南魚沼市が企業会計としてやっていかなければならないと。非常に大きなくびきを我々の首にかけさせられているのだと思っています。

そうは言っても、先ほど賛成者も出ました。川がきれいになりました。山紫水明の南魚沼市、川をきれいにすることについては、やはり下水道事業の重要な部分もあろうと思います。

しかしながら、お金の面で考えれば、将来世代に大きな負担を強いてしまうような事態にならないように、しっかりと財政計画を立てながら、更新していくということは必要であるということを申しまして、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決及び認定です。

第 65 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 65 号議案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議 長 日程第 4、第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 5、第 60 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 6、第 61 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、日程第 8、第 64 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会でございますが、当委員会に付託されました 5 件についての審査結果をご報告いたします。

期日は令和 4 年 8 月 31 日、委員出席状況は 6 名でございました。審査の内容であります、それぞれ関係いたします執行部より、部長、課長、説明員から出席をいただき、決算資料等の説明を受けた後、質疑を行い、審査をいたしました。

5 件について簡潔に審査報告をご報告いたしますが、少し時間がかかりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

まず、第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてでございます。令和 3 年度国民健康保険特別会計は、人口減少や社会保険への移行に伴い、被保険者の減少、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得等の見込みや、保険給付費の動向に基づく事業費納付金の予定などから、当初予算では支払準備基金のほぼ全額の 2 億 7,000 万円を繰り入れる極めて厳しい組立てで、コロナ禍の状況のもと、何とか保険税は据え置いて編成したものでございました。

本年度の決算額は、歳入総額 56 億 578 万円、歳出総額は 55 億 2,959 万円、実質収支額は 7,619 万円の黒字であり、単年度収支も 2,232 万円の黒字決算となりました。

歳入においては、国民健康保険税は、前年度比 3,458 万円の減となりました。不納欠損額は 1,756 万円で、前年度比 966 万円増加いたしました。

歳出については、保険給付費が、前年度に比べ 2 億 3,367 万円増加いたしました。これは

新型コロナウイルス感染症による受診控えからの回復傾向が見られ、療養給付費などが増加したためでございます。

結果として、保険税の引上げ等に至ることもなく、また基金を使い果たすこともなく、最終的には基金の一部1億1,000万円ほどの繰入れでとどまりました。しかしながら、被保険者数の減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響が各所に表れた決算となり、今後の見通しは厳しい状況が続いていると説明がございました。

続いて、質疑応答ですが、主な質疑としては、不納欠損金についてでございます。不納欠損する要件としては3つあり、1つ目が無財産、2つ目が生活困窮、3つ目が住所や財産の不明でございます。本年度の不納欠損した実数は57名であり、そのうちの12名は国際大学の学生や市内の会社に勤務していた外国人の方が、帰国したことによって徴収ができなくなったものでございます。それ以外の45名が市内の滞納者で、基本的には生活困窮であって、無財産の方が多いうございます。中でも平成の初めの頃からの滞納者2名については、コロナ禍によって収納状況、収入状況、負債状況など明確になったため、その2名分の国民健康保険税1,300万円を不納欠損したため、不納欠損額が大きくなっております。この2名を除くと例年とほぼ同じような状況であると、答弁がございました。

続いて、基金についての質疑であります。直近の予算で1億7,000万円ぐらいの基金がありますが、現在、コロナ禍からの医療給付などは回復し、医療単価が伸びてきており、令和4年度以降もこの給付金は下がる要素がないため、現基金で令和4年度以降、また先々を含め厳しい見方をしないといけない、危機感を持っている状況であるとの答弁がございました。その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第60号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定でございます。本年度の決算額は、歳入総額6億450万円、歳出総額5億9,351万円となり、実質収支額は1,300万円の黒字で、単年度収支も133万円の黒字決算となりました。

保険料は、後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料が改定されることになっており、本年度は改定年には当たっていなかったため、前年と同率の所得割率7.84%、均等割額4万400円で賦課徴収をいたしました。

保険給付費全体では、前年度と比べ1億9,739万円の減、マイナス3.0%となりました。これは前年度と比べ入院外、調剤など、目立って減少となったためでございます。

国民健康保険では、新型コロナの受診控えのリバウンドがあったが、後期高齢者医療では、新型コロナの影響による受診控えが2年続けて継続していると考えられております。この2年間は被保険者の減少がありましたが、令和4年度からは戦後の出生数の多くなった団塊の世代の方が後期高齢者制度に加入するため、一気に被保険者数が増加することは避けて通れず、保険給付費は上昇することが見込まれていることから、引き続き広域連合と協力しながら、適切な運営に努めていきたいとの説明がございました。

その後、質疑を行い、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第 61 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定でございます。本年度の決算額は、歳入総額 67 億 5,322 万円、歳出総額 66 億 533 万円、実質収支は 1 億 4,789 万円の黒字であり、単年度収支も 1 億 1,969 万円の黒字決算となりました。

介護保険料は、保険料が改定されたことや被保険者数が増えたことにより、前年度に比べプラス 1.9%、2,677 万円と増加をいたしました。

保険給付費は、前年度に比べプラス 1.1%、6,462 万円と増加をいたしました。これは、介護保険報酬改定と介護職員処遇改善加算の影響が主な要因でございます。保険給付費は前々年度プラス 1.4%、前年度プラス 2%と年々増加傾向になっております。

施設の整備状況でございますが、本年度内に新規及び再開した事業所はございませんでしたが、事業所の休止や廃止した事業所が 4 事業所ございました。事業を休止、廃止する場合には利用者に負担がかからないよう、ほかのサービスやほかの施設につなげるよう指導を行っているとの説明がございました。

特別養護老人ホーム待機者の状況については、年々人数が少しずつであります、減少しております。年間特養入所者数は約 150 名でございましたので、待機者は 1 年で約 40%が入れ替わっている状況にあります。待機期間については、入所までの中央値で 2 年から 5 か月で、この中には 5 年以上の待機者も含まれているとの説明がございました。

続いて、質疑応答になりました。主な質疑は、訪問型サービス給付についてでございますが、休廃止の事業所の影響を受け、ヘルパー事業者が少なくなり、ヘルパー事業者は軽度の人よりも重度の人の身体介護のほうに手が回っている状態となり、軽度の人への身体介護には手が回らないのが現状でございますので、利用したくても事業所が少ないという状況になっております。そのため市で養成講座を開いて、シルバー人材センターで訪問型サービス B を利用していただいている状況にあると答弁がございました。

処遇改善の実態については、市に届出が出ている地域密着型事業所が 28 事業所あり、処遇改善加算を取っている事業所が 27 事業所、特定処遇改善加算を取っている事業所が 25 事業所となっております。それぞれの事業所での 1 人当たりの金額は分かりませんが、給付金ベースでは本年度は処遇改善加算で 3 億 3,800 万円程度、特定処遇改善加算は 8,300 万円ぐらいになっていると答弁がございました。

待機期間については、2 年の方から 5 か月という短い方まで少しばらつきがありますが、2 年という数字に押し上げているのは、5 年以上待機されていた方 2 名が入所されたことが影響しております。この 2 人の状況は、介護認定を受けたときから申込みをしておりますが、特別養護老人ホームに入る基準の要介護 3 以上へ至るまでの年数が長くかかった方と、実際には介護度は上がっているが、在宅ではなく入院等されている方であり、一概に長く在宅で待っているという状況ではないという答弁がございました。その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定でございます。本年度の決算状況については、歳入においては、診療収入において外来収入は減少したものの、

新型コロナワクチン接種の増加により前年度比 785 万円の増となりました。

歳出は、人件費の削減や経費の削減を図り、前年度比 1,679 万円減となり、本年度の実質収支額は 835 万円の黒字決算となりました。

医師については、所長が短時間の会計年度任用職員であり、また、非常勤医師も新潟と長岡に在住ということで、地域医療を担うかかりつけ医としての機能が非常に脆弱で、現状のままでは受診者の増加が期待できない状況にあるとの説明がございました。

続いて、質疑応答でございます。今後の城内診療所の方向性についてございました。現在、骨太の全体計画の中で議論されており、市民病院のサテライトで運営する、また診療日数の見直しなど、いろいろな選択肢の中からニーズに合わせて考えていきたいとの答弁がございました。その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、第 64 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてでございます。令和 3 年度健友館事業決算についてです。収入においては、受診者数がほぼ前年度並みの合計 1 万 2,639 人でありましたが、総額で前年度に比べ 992 万円、3.4%増の 2 億 9,924 万円となりました。支出においては、総額で前年度に比べ 346 万円減の 2 億 5,221 万円となり、差引きで前年度に比べ 1,338 万円増の 4,702 万円の黒字決算となりました。

年度別受診者数の推移を見ますと、事業者健診は、平成 29 年度から右肩上がりが増えてきておりますが、令和 3 年度実績は前年度並みの 4,877 人、人間ドックは平成 29 年以降、年によって増減がありますが、本年度は 5 年間で最高の 4,595 人、また、住民健診等——住民健診、学生健診、中学生血液検査の合計は年々減少しており、本年度は 3,157 人となりました。年々人口が減っている中でありますが、日程を工夫しながら健診日数を増やし、収益向上に努めているとの説明がありました。

病院事業会計決算についてでございます。令和 3 年度決算に係る経営指標として、経営の健全化を示す経常収支比率は、大和病院事業 103.4%、前年度比 3.1 ポイント増、市民病院事業 98.9%、前年度比 12 ポイント増、病院事業合算で 100%となり、100%を超える場合は経常黒字を示しており、令和 3 年度は病院事業合算で経常黒字を達成しております。

医業費用が修正医業収益で賄えている割合を示した修正医業収支比率は、100%に近いほど本業の収益率が高いことを表しておりますが、令和 3 年度では、前年度比 5.1 ポイント増の 84.1%と上昇いたしております。

病床稼働率は、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により市民病院で稼働率が 75.5%と落ち込みましたが、令和 3 年度は 76.6%と 1.1 ポイント増加をいたし、ゆきぐに大和病院は 90.3%と 1.7 ポイントの増加、病院事業合算で 79.9%となり、1.2 ポイント増加をしたと説明がありました。

続いて、質疑応答では、人件費についてございました。人件費割合が高いことは事実ですが、ただ、中途半端に人件費を抑制して診療報酬点数上の下位の基準を取っていると、働いても収入にならず、市民サービスも上がらないということになるとの答弁がございまし

た。このたび、定数を 310 名から 360 名に上げて必要な理学療法士や作業療法士等を採用することにより、それに対応した診療報酬点数も取り、収益を上げることができたとの答弁がございました。

続いて、ゆきぐに大和病院の施設状況についての質疑でございます。昭和 51 年に建設され相当の年数がたち、主に配管部分が老朽化している状況であります。昨年度は健友館の空調設備で、冷温水を循環させ風を当てて熱交換で冷暖房するという設備でございますが、冷温水を循環する部分が腐食し、その部分を交換するということが発生している等、空調設備関係で費用がかさんできている現状でございます。

ほかにも自動ドアも経年劣化で基準を満たさない状況であり、加えて消防設備も修繕を迫られているのが現状であるとの答弁がございました。その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

以上、付託されました 5 件についての審査報告とさせていただきます。

○議 長 5 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 5 分といたします。

〔午前 10 時 51 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 05 分〕

○議 長 第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表いたしまして、第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

消費税 10%への増税は時とともに負担感が増していく中、令和 3 年度は異常豪雪の年でした。あわせて、令和 2 年度当初からの新型コロナウイルス感染症拡大は、令和 4 年度の現在、第 7 波となっており、令和 3 年度はまさに消費税、大雪、繰り返す新型コロナ感染症の再拡大にあえいだ 1 年だったと言えるのではないのでしょうか。

そうした情勢の中、令和 3 年度国民健康保険決算資料によれば、令和 2 年度に引き続き、国民健康保険加入者は世帯数、被保険者とも減少しました。65 歳以上の前期高齢者が 53%となっています。制度発足当初は自営業者、農家などの加入者が多かった国保も 65 歳以上が半数を超え、年金生活者などの無職や非正規労働者などの低所得者が多くなっています。

国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでとして、他の医療保険に加入していない人は全

て国民健康保険に加入することになっています。しかし、国保税の負担額は協会けんぽ加入者と比べて1.5倍から2倍近くに上り、特に低所得者にとって耐え難い負担となっています。

年金だけで暮らせず、自分の運転に不安を抱えながら仕事に通っている高齢者がたくさんおられます。もちろん社会保険に加入させてもらっている方はほとんどいません。そして、こうした方はよくよく具合が悪くならなければ受診しません。命に関わる問題であり、病気の早期受診、早期発見という医療費抑制の観点からも問題です。

あわせて、所得や年齢に関係なく世帯の頭割で課税される、まさに人头税とも言える性格の均等割について指摘しないわけにはいきません。オギャーと生まれた途端に「はい、国保税1人分上乘せ」と、まるで生まれてきたことへの罰金のように。子供は家族にとって大切な宝であるだけでなく……（何事か叫ぶ者あり）社会にとっても大事な宝です。生まれた子供が立派な納税者になるまで育てるのは本当に大変です。_____減免が当然ではないでしょうか。

政府もようやく本年4月から、未就学児の均等割の5割軽減に踏み出しました。しかし、子育て世帯の負担は未就学児より上の子供の世帯が大きくなっています。当議員団が対象年齢の拡大と全額公費負担を国に求めるよう主張してきたことは、ご承知のとおりです。

述べてきましたように、国保制度は構造的な矛盾、問題を抱えています。全国知事会は、国保が都道府県運営に移行する際、1兆円の公費負担で協会けんぽ並みの保険料にすることを国に求めました。全国市長会も同様でした。国保制度は一地方自治体の努力で解決できる問題ではなくなっています。

しかしまた、それほど深刻であるからこそ、福祉の機関である市町村が努力すべき課題ではないでしょうか。子育て支援のためにも市独自での子供の均等割廃止に向けた努力をすべきです。そうした姿勢は今決算結果からは見られませんでした。この点を明確にし、本年度の予算執行及び令和5年度の予算に反映いただくことを求め、令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定への反対討論といたします。

○議長 議員、今の討論の中で罰金とおっしゃいましたが、税金ですので罰金ではありませんので、ちょっとその辺は審議させていただきます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 第59号議案 令和3年度国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表して、賛成の立場で討論に参加いたします。

国民健康保険は病気やけがに備え、加入者が所得に応じて保険料を出し合う相互扶助のすばらしい制度であります。県と市が共同保険者となり、運営の安定化に努めているところがあります。会派といたしましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響にどう対応したかを中心に決算を確認してまいりました。

当初予算との比較においては、予算と決算がほぼ予定どおりという結果に驚いています。率直な感想として、新型コロナによる経済的な困窮が原因となるマイナスの部分が、顕著と

なって表れることが相対的に見て少なかったのではないかと評価いたします。これは国、県、市が特段の配慮を持って臨んだ結果だと思われ、大いに評価されるべきと考えます。

唯一残念であったのは、出産育児一時金の予算 1,470 万円に対して決算 712 万 4,000 円という結果であります。今後の子供がたくさん生まれ、育てられる、希望あふれる南魚沼市として、市政運営に期待して賛成討論といたします。多くの皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 59 号議案 令和 3 年度国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和 3 年度の国保会計の予算審議時点で、新型コロナウイルスの感染者は世界で 1 億 2,000 万人を超えていました。日本は 45 万人を超えた状態でありました。あれから 1 年半、新型コロナウイルスは株の変異を繰り返しながら、世界全体では 6 億 1,400 万人に、そして日本は 2,040 万人を超え、1 年半で日本は 2,000 万人増えました。いまだ収束はなかなか見えない状況が続いております。

新型コロナウイルスの感染と医療保険制度を単純に結びつけることはできませんが、感染者数がこの変異株の中で大幅に増えたとはいえ、今まで何とかぎりぎりのところで抑えてこられたのは、日本の医療体制と国民皆保険制度、そしてこの根底にある国民の健康意識にあると思います。

反対者は、国保制度の本質的な話をちょっとされていましたが、国レベルの話はちょっと今回しませんで、国保に関わる新潟県内の経緯を含めてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この健康保険は、今ほど言いました国民皆保険制度の根幹であります。もともと反対者も言っていましたように、自営業者や農家の人たち主体の医療保険でありまして、低所得者、高齢者も多いという構造的な問題を抱えています。そういう中で発言にもありましたけれども、被保険者の税負担は限界に近く、また市も平成 23 年度から国保の運営主体が県に移るまでの平成 29 年までの間、多いときは 1 億 3,000 万円の法定外繰入れを予算計上しながら、国保税の上昇を抑えてきました。

全国各自治体もそういう中でこぞって国保運営は厳しく、単独での運営も限界となり、平成 30 年度に国保の運営主体が市から県に移りました。このことで国民健康保険の構造的問題が解決したわけではありませんが、南魚沼市だけ国保が高いということだけでなく、ある程度県下、平準化された中での国保制度の運用や方向性は間違っていないと、私は思っています。そういう中に南魚沼市国民健康保険特別会計の現状があるということが、私は大前提にしなければならぬところだと思います。

そこで、では当市の令和 3 年度国民健康保険特別会計の決算はどうであったかであります

けれども、総論的に言いますと、委員長の報告の中にもありましたように、前年の令和2年度決算では、最終的には支払準備基金からの繰入れなしで、令和3年度への繰越金も1億4,000万円出ましたけれども、令和3年度は支払準備基金から1億1,293万円繰り入れた中で、次年度への繰越金は5,386万円でありましたので、国保会計は令和2年度に比べれば、数値的には厳しい会計だったとも思います。ただ、その範囲で収めたことの努力はうかがえました。

次に、では各論的に少し述べたいと思いますけれども、高齢化が進めば医療にかかる機会が増え、医療費の増、扶助費の増につながる。このことは高齢者の多い国保会計の税負担への影響も避けられないわけではありますが、そこで国はこのリスクを軽減するために自治体で行う予防事業の実績を点数化して、自治体への交付金を増減させる保険者努力支援制度の強化などで病気予防に力を入れています。これは介護の分野でも同じでありますけれども、この国の予防に力を入れている取組を受けまして行っている市の取組の中で、結果としまして、保険者努力支援の評価点数でありますけれども、令和2年度実績では、1,000満点中745点、県下30市町村中3番目にいい点数でありました。そして、前年度は7番目でしたので、この1年間の努力があったものと私は思っております。

また、病気予防に向けて令和2年度から始めた健康ポイント制度や、令和2年度新型コロナで落ち込んだ特定健診、特定保健指導にも高い目標を掲げて取り組んでいます。なかなか新型コロナの収束が見えない中で目標達成まではいかないまでも、医療費抑制の努力は数字によっても感じられました。また、数字にはなかなか表れにくいところでもありますけれども、第2期データヘルス計画に沿った効果的な取組や、ジェネリック医薬品の普及などで医療費適正化に向けた取組の継続も、委員会の中で確認をさせていただきました。さらに10年連続の収納率の向上は、少しでも負担を軽減するための努力として大きく評価するものであります。

加えて、令和3年度予算は支払準備基金をほぼ——ここも委員長の話がありましたけれども、ほぼ使い果たして税率を据え置いた予算でありましたけれども、決算時点で結果として約1億6,000万円の基金の残を出したことは、次年度の国保税上昇を抑制する財源として、また、国保会計の安定的継続の面からも評価するところでもあります。

以上のことから、令和3年度国民健康保険特別会計決算認定については、精いっぱい努力というのは私が決めることではありませんが、評価できる努力と実践を私は感じているところですので、本決算については賛成をいたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創政会を代表いたしまして、原案に賛成の立場で討論に参

加させていただきます。

既に桑原議員、佐藤議員から詳しい中身の説明もありましたので、あまり重複するところは割愛して、討論に参加させていただきたいと思います。令和3年度予算時にも申し上げましたが、やはり国保税の状況というのは大変厳しい状況が続いています。実際に、それは皆さんもご存じのとおりで数字に表れていると思います。そんな中で今回決算に当たってどうだったかというところが一番のポイントだと思っております。少し気になる点であれば、やはり不納欠損額ですけれども、これは集合税とか一般会計に出ましたけれども、その分がやはり来たということで、それはあまり国保税の全体のことには関係がないのかなと思います。

そんな中、先ほど佐藤議員も言われましたけれども、収納率はだんだんと上がっています。これはやはり関係する部署の方々の努力もそうですし、やはり国保税を払っていただいている方が納得していただいていると払っていただいていると思いますので、この点は納税者の方々にも感謝したいと思います。

さらにジェネリック医薬品ですが、これは令和3年度予算のときもあつたのですが、大手の不祥事等がありまして、なかなかそれが手に入りにくい状況が続いているということで、私ごとになりますけれども、私も実は国保ではないのですけれども、薬を取ってしまして、ちょっとジェネリックを使ったのですけれども、それが駄目になったということもありまして、身近な問題だと思います。そんな中やはり担当部署が頑張つてジェネリック医薬品の普及に努めていただいているということで、ここも評価したい点だと思います。

そして、私が一番見ていて思ったのは、特定健診です。特定健診が本当に令和2年度もそうですが、コロナ禍で一気に下がりました。それを何とか元の、新型コロナ前の特定健診の受診率にいかせようとして頑張っていた。残念ながら新型コロナ前の51%には届かなかったのですけれども、しかし事業の状況を確認すると、後半にもう一度、未検診の方に連絡するなどして、少しでも検診率を上げようと努力をなされた。その結果、前年度比で言えば5%以上、上がっているわけです。ここは私は大変高く評価したい点だと思います。

医療費の抑制、やはり私も大きな病気をしたから分かりますけれども、本来、病気になって、重い病気にかかってから病院に行くよりも、その前に病気を見つけて予防していく。そういうことが大切だと思いますので、それに努められているということは大変評価したいと思います。

また、最後になりますが、これは決算でございますので、予算の執行がきちんに行われたか、またその執行に当たって何か違法性とかがないか、そういうところを見たところ、おおむね全くないと言っても過言ではないぐらいの執行状況でしたので、私はこれは賛成に値すると思います。

以上の点から、私は原案に賛成といたします。多くの議員の皆様方の賛成を期待するところであります。よろしくお願いたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 59 号議案 令和 3 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 59 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 60 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 60 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は、75 歳になると自動的に家族とは別枠の医療保険に強制的に囲い込まれ、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法とされています。うば捨てともいえる制度です。

厚生労働白書は、社会保障は生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するとありますが、後期高齢者医療制度は全くその逆の制度であると言わなければなりません。75 歳を過ぎてもなお、生きがいのためではなく、食べるために働かざるを得ない方がたくさんおられます。度重なる保険料の値上げは高齢者の暮らしを圧迫し、ただでさえ少ない年金から強制的に天引きされ、生きていけないと高齢者の怒りを買っています。

その上さらに、医療費窓口負担は原則 1 割を 2 割負担にこの 10 月から引き上げられます。このどころが、社会保障は生活上のリスクを軽減し、生活への安心を提供するものだと言えるのでしょうか。

差別と負担増の制度を廃止し、年を取っても安心して医療が受けられる制度とするべきです。国の制度であり、市の役割は適正に管理運営することにあるとの主張もありますが、異議を唱えることも地方議会の役割であると考えます。地方自治体の真の役割は、国の悪政から住民の命と暮らしを守ることであることを訴えて、反対討論といたします。多くの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 60 号議案 令和 3 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

令和3年度の決算額は、歳入総額6億450万円、歳出総額5億9,351万円で、単年度収支は133万円の黒字になりました。保険料の収納率は現年度分99.8%で、前年度と同じですが、滞納繰越分では28.7%と、前年度から14.2%も低くなっています。また、不納欠損額は27万円で、前年度から9万円減少しましたが、収入未済額が171万円あり、前年より42万円改善したとはいえ、さらなる収納率の向上が課題となっています。

被保険者数については9,261人で、前年度より63人減少しました。令和5年度からは被保険者の高止まりが予測され、保険給付費の上昇が見込まれることも大きな心配材料となっています。

今ほど反対者が指摘したように、75歳以上という年齢で区切った保険制度は、人生100年と言われる時代の中で持続可能な保険制度となるよう、随時見直しが必要と考えます。しかし、それは国の政策として行うべき問題であり、市の決算認定という点では、限られた裁量の中で予算執行が適切であったかどうかという観点で判断すべきものと考えます。75歳以上は、現役世代より保険料が低く抑えられているということも事実であります。

令和3年度はコロナ禍の真ただ中の年度であり、繰り返しの感染拡大の中で中止せざるを得なかった高齢者向けの講座もありましたが、令和2年度と比べますと、しゃくなげ学級や生きがい学習、趣味の教室には参加人数が戻り、高齢者健診や歯科健診も受診者が増えました。コロナ禍であっても感染防止に細心の注意を払い、高齢者の孤立を防ぎ、健康寿命延伸のために努力した決算内容であったと評価し、賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第60号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第60号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第61号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第61号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加します。

介護保険制度は、2000年4月に家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、おまけに利用料が発生することから利用控えもあり、本当に必要な介護サービスが受けられないのが実態です。あわせて、介護が必要となり自宅で暮らすことができなくなっても、受け入れてもらえる施設がないという深刻な課題も残ったままです。

この課題をさらに深刻にしているのがマンパワーの不足です。介護保険制度の導入によって介護施設の建設は随分と進みました。誰の目にも明らかです。しかし、スタッフがそろわずに開設できないとか、スタッフが退職しても補充できず休まざるを得ないなどの事態が起きています。

市が、介護職員確保と養成のための財政措置を取っていることは高く評価するものです。市のこの政策は好評で喜ばれてはいますが、求められている人数を確保するまでには至っておりません。人数不足の大きな要因は労働環境です。きつい仕事であるにもかかわらず、介護スタッフの皆さんは誇りを持って働いてくださっています。しかし、介護労働者の平均賃金は全産業平均を10万円も下回っており、長時間過密労働が体と心、場合によっては家庭にも大きな負担となり、誇りを持ちながらも離職せざるを得ない方もいらっしゃいます。こうしたことがさらなる介護現場の人手不足を生む悪循環に陥っており、それが制度の基盤を脅かす重大な事態となっています。

政府はようやく賃上げの必要性を認め、介護報酬の引上げを決めましたが、あまりにもわずかです。おまけに場合によってはそのことが利用者負担につながるといった、解決には程遠い内容です。打開の道は思い切った財政措置を取ることです。利用者負担につながることなく、事業所がしっかりと正規、非正規にかかわらず思い切った賃上げに踏み出せるような介護報酬の引上げは喫緊の課題です。介護保険制度をスローガンどおりの家族介護から社会で支える介護へ、必要な介護が保証される制度へと改革していくことが求められています。安心できる介護保険制度を目指し、国の姿勢を転換し、国負担分を直ちに引き上げることこそが抜本的方策です。

こうした立場から、自治体としても独自の対応が求められますが、令和3年度決算ではそうした姿勢は残念ながらありませんでした。令和4年度の財政執行及び令和5年度の予算編成においては、人材確保へのさらなる対策と努力をお願いするとともに、高い介護保険料、利用料軽減のために、一般会計からのさらなる繰入れを求め、令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についての反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第61号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入総額67億5,322万円、歳出総額66億533万円、単年度収支は1億1,969万円の黒字であります。介護保険料収納率は、現年度分99.8%、滞納繰越分39.4%、全体で99.4%と、

前年度から 0.2%上昇しました。不納欠損額は 182 万円で、前年度より改善しましたが、該当者数は前年度と同じ 47 人です。その理由は生活困窮が 40 人、無財産が 6 人、住所・財産不明が 1 人となっており、生活困難な家庭の状況がうかがえ、やむを得ないものと考えます。

介護保険被保険者数は、前年度から 132 人増の 1 万 8,676 人で、要介護認定者も 28 人増えて 3,621 人になりました。歳出総額は前年度より 8,122 万円も増加し、特別会計の中でも突出して高額な事業となっています。

特別養護老人ホームの待機者は、減少傾向でありまして 325 人と、いまだに希望しても入所まで長期間待たなければならない状況です。令和 5 年度からは団塊の世代が後期高齢者となり、多様な介護サービス提供で、市民ニーズに応えられるかが大きな課題となっています。

超高齢化社会の中で、要介護になっても市内に住み続けられるよう、行政支援の重要性が増しています。令和 3 年度はコロナ禍で老人福祉施設の利用縮小や敬老会の中止など、人との交流機会の制限が続きましたが、地域活動の支援やイベント再開も始まりました。こうした介護予防に重点を置いた取組が評価され、介護保険保険者努力支援交付金は 781 万円と、前年度より 22 万円増えました。

また、介護人材確保緊急支援事業は、補助金を利用し研修を受け、資格取得する人が毎年続いており、事業が定着してきたと感じます。新たに始まった介護人材確保緊急 5 か年事業では、合計で 55 人が支援を受けました。

コロナ禍で激務が続く介護現場であっても、向上心を持ち懸命に働いている介護職員を市が独自の形で支援することは、大きな励みになっていることと思います。こうした市としてでき得る限りの努力を評価し、介護予防事業の成果が上がることを期待して、賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 未来創政会を代表いたしまして、原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

国保のときも申しましたが、介護保険サービスもなかなか厳しい状況が続いております。そんな中、収納率が少しでも上がっているということは、やはり先ほど申し上げましたが関係部署の皆さんの努力もさることながら、市民の方々が必要性を理解していただいて、納税に頑張っているということ、本当に納税者の方々には感謝の言葉しかありません。ありがとうございます。

そんな中ですが、先に結論から申し上げますと、やはりこれも国保税のときに申し上げましたが、様々な努力が見られるところや、また適正に予算の執行がなされていることから、

討論としては賛成に値すると思います。

ただし、少しだけ気になる点がございませう。保険料の減免状況ということで、新型コロナウイルスの生活に影響によるものが32人、やはり新型コロナウイルスの影響は出ていますので、その点を今後もやはり執行部の皆様は理解していただいた上で、予算の執行に当たっていただきたいと思ひます。

また、介護保険サービスの状況ですが、実施状況において達成率にかなりのばらつきがあります。何が本当に必要で、介護保険を受けられる方のニーズはどこにあるのか。よくよく令和3年度の結果を加味した上で、新年度の予算執行に当たっていただければと思ひます。

また、特別養護老人ホームの状況ですが、2番議員、川辺議員もおっしゃったように、人手が足りないのは誠にもって事実だと思ひます。そんな中で今介護人材を確保しようとして市も頑張っております。ただ、そんな中でもやはり特別養護老人ホームは特に市の皆さんがどうしても入りたいという人が、大変ニーズが高い事業ですので、特養をはじめとするそういった事業者がフル活動できるような状況を整えていただきたく、その点だけは切に願うものでございませう。

それらを含めまして、令和3年度の結果が、令和4年、令和5年度のよりよい介護事業につながることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。皆様の賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第61号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第61号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第62号議案 令和3年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませうか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第 62 号議案 令和 3 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 第 64 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

大前提である全ては患者さんのためという、医療のまちづくり構想の大モットーの部分が今回、令和 3 年度はそういう意味で効果があったのかという部分で、まず反対理由 1 つ目を説明させていただきます。

昨年 12 月議会、補正予算が出されました。そのときは入院収益が減るということで 1 億 5,000 万円の補填が必要、さらに高額な医療品の使用料の増加により 5,600 万円薬品費が補正で必要だと。さらに医療機器の減耗等によりまして、医療機器借上料が 2,900 万円さらに必要で、医療機器保守管理委託料がさらに 6,000 万円必要ということで補正が提案されました。そこでの医療機器保守管理委託料というのはどういったものかということ、医療機器がしっかり機能しているか、もし買換えが必要だったら、買い換えるべきだと。患者さんの命を守るために、医療体制がしっかり提供されるためにこの管理をお願いし、やってもらう。そういうものに 6,000 万円が補正で上げられました。

これについて、6,000 万円が何で、そもそも当初予算が 6,000 万円ぐらいでさらに倍増したわけです。医療機器の点検料がさらに倍増したので、12 月の議会では何で 6,000 万円さらに必要なのですかという質問が議会で上がりました。それに関して当時の事務部長の答弁が、通常のメンテナンスでいいところをフルメンテナンスにしなければいけないという部分が出てきております、という答弁でございました。それでは説明がちょっと足りないので、もっと説明してくださいということがありまして、そこで当時の事務部長の答弁が、細かい資料、申し訳ありません。ここで申し上げることができません、という答弁でございました。そこで、私はそれではちょっと説明としては足りないと思うので、反対をさせていただきます、他の議員は全員賛成でこの補正予算は可決されました。

平成 29 年度から医療機器保守管理委託料というのは、決算額は 6,000 万円前後です。ずっと 6,000 万円前後。それが 6,000 万円補正されるということで 1 億 1,000 万円とか、1 億 2,000 万円の額ということは、医療機器が倍増したとか以外の理由はちょっと考えられないのですけれども、医療機器が倍増しているわけでもない。何でこの 6,000 万円が必要だったのか、僕には分からなかったもので、今年 2 月に市民病院を訪れて、当時の事務部長さんとお

会いし、話を聞きに行きましたが、そこでも明確な回答が得られませんでした。

令和3年度は、つまり医療機器の点検業務委託料、医療機器をチェックする能力としては過去最大規模だったのです。1億円以上が医療機器の点検業務につけられたわけですから。医療機器を点検する能力は市民病院では過去最高のレベルだったにもかかわらず、今年8月29日に眼科手術に必要な顕微鏡などが不具合が生じて、修繕可能な経過年数を超えていることから、医療機器に支障が出ないように専決処分をします。患者の生命維持に関わる装置であることから、専決処分ということでそれが出されました。

専決処分したのは8月1日、議会に出されたのが8月29日で、その時点ではまだこの機器は届いていなかった。つまり最低でもこの29日間は、医療機器に支障が出て患者の生命維持に関わるものがしっかりとした状態になっていなかった。令和3年度は1億円以上のものが、予算で医療機器の保守管理につけられているにもかかわらず、それが結果として最大限の効果が出ていなかったのではないのでしょうか。結果、患者の命を守るという大前提がもしかしたら崩れてしまったのではないかと。

さらに8月31日でございます。社会厚生委員会で令和3年度の決算の説明がございました。そこで医療機器保守管理委託料の決算額が6,700万円、つまり補正で出された6,000万円がほとんど反映されていなかったのです。不用額になっていた。つまり12月の議会ですらいろいろな議論があつて、何で必要なのかもっと説明してくれよという議論があつたにもかかわらず、ほとんどが決算では反映されていなかった。ならば、一言やはり、31日の社会厚生委員会でこういう理由で必要ではなくなりましたという説明があつてしかるべきだと思います。そこで市民と行政との信頼関係というのはできていくと思うし、こういうことがあると今後補正で出されるたびに、僕たち、一つ一つ疑わなくてはなりません。本当に必要なのですかとなくなってしまいますので、根本が崩される。

これは、しかも医療機器保守管理委託料だけではなくて、そのとき薬品費のこともあつたと思うのです。薬品費5,000万円追加。それも決算額であまり反映されていなかった。その薬品費も不用額のほうにいつていたということになります。

なので、これについても説明を求めたのですけれども、去年の議会で通常のメンテナンスでいいところをフルメンテナンスにしなければいけないという説明とは違う内容の説明だったということなので。ちょっともう少ししっかりとした予算編成、患者のためにどうするかというのを説明し、医療機器が専決処分で医療サービスに影響が出ないようにしっかりとやっていただきたいと思います。それが反対理由1つ目。

反対理由の2番目でございます。医療のまちづくり基本的構想では、大々的に病病連携、魚沼医療圏域内でどうやって連携して、医療サービスを提供していくか。よりよい医療サービスを提供していくか。限られた医療資源をどう効率的に運用するか、医療連携の推進が必要と市の総合計画にもあります。しかし、市立病院群の紹介・逆紹介の件数ですが、ここ3年は下がり続けています。令和元年、紹介が2,600件、逆紹介が2,243件、令和3年度は紹介が2,158件で、逆紹介が2,044件。逆紹介は他の病院にお願いしますということで、紹介

は病院から受け取るというものです。

これは新潟日報です。今年、新潟日報に大々的に医療に関して連載記事が載りました。そこで小出病院の布施院長のインタビューがありました。布施院長は、魚沼医療構想会議——魚沼医療の連携を図る構想会議の座長を務めている方がその記事でこうっております。この圏域内には魚沼基幹病院と機能が重複する病院もまだあり、競合要素をできる限り解決する必要がある。この病院がどの病院だかは言うておりませんし、私もどの病院かということにははっきりとは言えません。ただ、この圏域内にはまだ連携不足があるということが指摘されており、その連携不足の解決に向けて各病院がしっかりやっていくというのは物すごい大事だと思います。

例えば令和3年、循環器内科が魚沼基幹病院と市民病院同時にやったりとかありましたし、骨太の方針では、病病連携についての記載が若干ありましたけれども、かなりなくなってきたなと思ひまして、病病連携の部分をもう少し——魚沼基幹病院が何をするのか、市民病院が何をするのか。もうちょっとしっかりとした連携が必要かと思ひます。

これまで市から語られてきた4つの点の情報について、4つの点の大前提、医療再編4つの前提があります。まず医師不足化。常勤医師の確保は喫緊の課題。医師不足は魚沼圏域では医師不足です、確かに。でも、南魚沼市は人口10万人当たりの医師数は215人、県内で4位でございます。魚沼市は95人、津南町は53人でございます。南魚沼市が医師不足ということなら、津南町は大変なことになっていることになります。

南魚沼市は医師不足というなら、まずそのデータを示してください。魚沼圏域では医師不足です。でも、南魚沼市は、僕は医師不足ではないと思ひます。南魚沼圏域のために常勤医師を確保するというのは、議論としてはあり得るけれども、でも僕たちはこの県内でも最大の水道料金を課している自治体ですから、津南町とか魚沼市とかのために……（何事か叫ぶ者あり）

次に、非常勤医師は交通費がかかるから経費を圧迫しているという議論。これも私、今年の2月に当時の事務部長に聞きに行きました。確かに非常勤医師は交通費がかかります。でも、常勤医師はいろいろの手当がつかますよね。1日当たりの人件費にすると本当にそんなに違うのですかと聞いたら、当時の事務部長は、実際あまり変わりません。非常勤医師も常勤医師も変わらない。ただ、常勤医師がいたほうが夜間の対応とかができるので、常勤医師確保は大事だと。でも、もし人件費がそこまで変わらないということなら、非常勤医師がたくさんいることによる赤字経営の理由になっているのかどうかというのは、そもそも疑問になります。

3番目、医療問題は1丁目1番地か。総合計画によると、医療問題に今後取り組んでほしいと回答した人の数は8番目になります。なので、医師の数では県内4番目でありますから、果たして私は医療問題が1丁目1番地かというところは、そもそも疑問でございます。寄附講座で医師が増えてきたというのは、何か獲得したということですけども、過去四、五年の決算資料を見ると、ずっと19人か20人のままでございます。医師が劇的に増えていると

いう——常勤医師が劇的に増えているという状況はないのかなと思います。

そして、最後に大事なのは非常勤医師、常勤医師がもし同じ人件費だとしたら、寄附講座で来た常勤医師はどうでしょうか。寄附講座で来た常勤医師というのは、研究費を自治医大に払わなければいけませんよね。なので、寄附講座で来た常勤医師と一般の常勤医師と非常勤医師の3つで一番高い人件費は、もしかしたら寄附講座で来た常勤医師かもしれませんよね。そういう計算表もないから、そもそも議論ができない。何が必要なのかという議論がなかなかできない状況でございます。

小出病院は、一般病床数は市民病院、大和とこちらを合わせた数の半分ぐらいの病床数でございますが、紹介・逆紹介の数では約1,600件から1,700件ということで、病床数に対する紹介・逆紹介の率では、南魚沼市よりも高い状況になっています。そういう状況なので、改めて魚沼基幹病院があつて、これだけの医師がいて、どういった医療資源があつて、市民病院、大和病院どういったことができるのかをしっかりと地域内で連携して模索して何をするのか、どの分野の常勤医師が必要なのか。そういった計画をしっかりとやってこそ、その病院に合った決算の額が、最大の効果が得られると私は思っております。

以上、反対理由2点から、今回の決算認定に関しては反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は会派市民クラブを代表いたしまして、第64号議案 令和3年度病院事業会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

最初にお話ししなければならないのは、今、反対者がお話ししました医療連携の必要性とか、医師不足絡みの話、これらにつきましては、これから詰めていかなければならない地域包括ケアシステムの構築に向けての中では、非常に大事なことだと思いますし、そしてまた、地域完結型医療を目指す我が市については、基本的なところだと思います。これは、私は決算とは別問題に、また一生懸命議論したいと思いますので、そのときは反対者も、そういう議論の中に入っていたいただきたいと思います。

私は今回、この令和3年度の決算に限って、決算状況に限って討論に参加いたしますので、お願いいたします。まず、ゆきぐに大和病院と市民病院を分けて、私の思ったところを述べさせていただきますと思います。

ゆきぐに大和病院は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響による受診控え、外来は大幅に減少いたしました。令和3年度は外来は年間平均で1日当たり患者数が146.4人となり、前年の131.2人から15.2人増加しました。入院におきましても、地域包括ケア病床を含む全病床が稼働いたしまして、許可病床の45床の年度平均が1日当たり入院患者は令和2年度の39.9人から40.7人、平均病床利用率は88.6%から90.3%となり、入院患者も増えております。

さらに健友館での健診事業は、令和2年度は新型コロナ感染症の関係で4月、5月と休止

になりましたが、令和3年度は通常の事業を行うことができまして、健友館事業収益は前年度比約1,000万円増となりました。一方、費用のほうは——これは委員長報告の中にありましたけれども、費用のほうでは経費や減価償却の減もありまして、全体で約346万円の減となりました。

また、引き続き大和病院では朝診療、夕診療も行っています。反対者の中で、患者さんのためを思った診療が行われているのかというような発言もありましたけれども、私は大和病院のこの対応というのは、本当に患者様の立場に立った——医師の働き方改革からすればちょっと無理があるところもあるかもしれませんが、患者さんの立場に立った取組が引き続き継続されているのだと思います。

これらを含めまして、まさに地域医療を最大限実践し、その上、一般会計からの補助金も令和3年度は、令和2年度の1億5,213万円から1億3,520万円に減額した中で当年度の純利益4,693万円を計上したことは、大きな評価とすることができると思います。

また、市民病院についてでありますけれども、外来は新型コロナの受診控えもあった令和2年に比べ、回復傾向にあります。全診療科平均で1日当たり434.8人から462.5人に増え、入院患者数は1日105.7人から——これは病床率にすると75.5%ですけれども、令和3年は1日当たり107.2人、病床率で76.6%、1.1%の増であったようであります。ちょっと伸び悩んでいるかなという思いもありますけれども、これは新型コロナの影響、対応もあったものと思います。それでもこのように増になったのは令和2年度後半から常勤医師が2名加わったことで、若干でありますけれども増に転じたのではないかと思います。

市民病院においては、当初予算では市民病院のみの収支では、5億3,300万円の赤字予算でありましたけれども、結果的に決算では約1億円の当年度純損失にとどめたことは、令和2年度の決算で当年度純損益が5億7,745万円だったことを考えれば、大変評価できるところだと思います。

ただ、一般会計の補助金が昨年度2億6,281万円だったのが、令和3年度、6億4,699万円と2億1,500万円増えたというところも大きいのだと思いますが、それにしてもその分を差し引いても赤字を大幅に減らしたことは、経営改善が進んだものとしての表れだということで評価をいたしたいと思いました。

令和3年度に予定していました、若手常勤医師2名が次年度にずれ込んでの赤字幅縮小でありますので、来年度——令和4年度ですよ、この医師確保が実現すれば入院外来のさらなる収入増が期待できると私は考えているところであります。

以上のことから、ゆきぐに大和病院での地域包括ケアを目指し、そしてさらには、先ほど言いました住民本位の医療サービスを進める中での純利益を出していることを評価し、また、市民病院においては、当初予算では市民病院のみの収支、先ほど言いましたように5億3,000万円を超える赤字予算から経営改善を進めながら、結果的には決算では約1億円の当年度損失にとどめたことを私は評価したいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染が市内にも広がる中で、院内感染防止に向けた取組や、

さらにワクチン接種の中心的役割を担って自治体病院として市民の安心のよりどころとしての努力を評価いたしまして、そしてまた感謝もいたすところではありますが、それらを含めまして、これらのことから、令和3年度病院事業会計決算認定については賛成したいと思しますので、皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

第64号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第64号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を2時といたします。

〔午後0時10分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時05分〕

○議 長 片桐監査委員から、早退の届出が出ておりますので、報告いたします。

○議 長 川辺きのい君から、第59号議案における発言について、会議規則第65条の規定によって、お手元に配付した発言取消申出書に記載した、下線部分の発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、川辺きのい君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議 長 日程第9、発議第7号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

提出者・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第7号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、新潟県知事に対し、別紙意見書を提出するものであります。この発

議は、午前中の本会議で行われました陳情第7号が、全会一致で採択すべきものと決定したことを受けての発議であります。

説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。休憩後の再開を2時30分といたします。

〔午後2時09分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時42分〕

○議 長 ここで休憩いたします。休憩後の再開を3時30分といたします。

〔午後2時42分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午後3時38分〕

○議 長 議会運営委員長・塩川裕紀君の委員長報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 ただいま開かれました議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

本日の議案の中で反対討論、討論の中で、一般の方や団体が特定できるような発言や、事実とは違う、誤解を招くような発言が見受けられた中で、問題発言があったと思われる議員に対しまして、議長から厳重注意をしていただくということで決定いたしました。

以上です。

○議 長 議会運営委員長・塩川裕紀君の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 報告いたします。

大平剛君から早退の届出が出ましたので、報告いたします。

○議 長 日程第 10、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 日程第 11、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 以上をもちまして、令和 4 年 9 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

〔午後 3 時 41 分〕